

平成十二年総理府令第二百二十五号

核燃料物質の受託貯蔵に関する規則

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十條第一項及び第二項並びに第六十四條第一項の規定に基づき、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又はメガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「管理区域」とは、核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

三 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

四 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質の貯蔵又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

五 プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

六 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。
イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。

七 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。
イ 人の居住を禁止すること。
ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

八 放射線業務従事者の線量等については、次の措置を講ずること。

九 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

十 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

十一 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

十二 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

十三 放射線業務従事者による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物の表面であつて放射性物質によつて汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

十四 前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときに行うこと。
十五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれのないように行うこと。
十六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を採ること。

四 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。

五 プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

六 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。
イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。

七 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。
イ 人の居住を禁止すること。
ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

八 放射線業務従事者の線量等については、次の措置を講ずること。

九 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

十 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

十一 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

十二 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

十三 放射線業務従事者による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物の表面であつて放射性物質によつて汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

十四 前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときに行うこと。
十五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれのないように行うこと。
十六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

イ 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

ロ 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

九 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

十 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

十一 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

十二 放射線業務従事者による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物の表面であつて放射性物質によつて汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

十三 前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときに行うこと。
十四 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれのないように行うこと。
十五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

十四 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

十五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれのないように行うこと。

十六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

十七 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

十八 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

十九 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

二十 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

二十一 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

二十二 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

二十三 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

第三条 法第六十條第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一	照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの	次
二	ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	置
三	ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの	置
四	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの	三
五	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）	三
六	照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの	三
七	ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの	三
八	ウラン二三三のウラン二三三及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの	三

置

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

び二に掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及び二に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限り。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 見張りに防護区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合、当該出入口については、この限りでない。

三 特定核燃料物質が貯蔵されている施設（以下この号において「貯蔵施設」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該貯蔵施設への立ち入りを禁止すること。

ロ 見張りに、貯蔵施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設の周辺を巡視させること。

（危険時の措置）

第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 貯蔵施設に火災が起り、又は貯蔵施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等をして、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、貯蔵施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第二条第八号イの規定にかかわらず、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を受託貯蔵者に書面で申し出た者に限り。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を受託貯蔵者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

附 則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二二年二月二六日総理府令第一五一号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

（平成一七年一月二四日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第二号）
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。ただし、第三条の改正規定（「特定核燃料物質」を「第二号」を「第二号第三号」を「第二号第三号」）は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一五日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第三号）
この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年一月二六日原子力規制委員会規則第一六号）
（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」

という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月七日原子力規制委員会規則第八号）
（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年七月十日）から施行する。

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正）

第二条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を、別表第五により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月一日原子力規制委員会規則第一号）
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
（特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則

第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号
核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則

可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則	核原料物質又は核燃料物質の製造、貯蔵、輸送、使用、廃棄等に関する規則

(特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に
関する措置等に関する経過措置)
第三條 この規則の施行の際現に次の表の第一欄
に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受け
ている者は、公布の日から起算して六月を経
過するまでに、それぞれこの規則による改正後
の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に
掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護
規定の変更の認可を申請しなければならない。
この場合において、当該期間内に当該申請がさ
れたときは、特定核燃料物質の防護のために必
要な連絡に関する措置、火災等により見張人の
詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四
十三條の二第一項又は第五十七條の二第一項の
規定による認可を受けている者に係るものを除
く。）及び証明書等の発行（次条に規定する証
明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者
（同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の
指定を受けようとする者に関する措置について
は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分
があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用
しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第十核燃料物質又第七條の第六條の二第二 二條の核燃料物質第三第一項第十七号ホ、 二第一の製錬の事業第五号及同項第十八号ホ に関する規則	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第二核燃料物質の第九條第七條の九第二 二條加工の事業に一項第五項第十八号ホ、 の六第關する規則	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第四試験研究の用第十六條第十四條の三第 十三條に供する原子の二第二項第十七号ホ の二第炉等の設置、項第五号及び同項第二十 一運轉等に関する規則	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第四使用済燃料の第四十一第三十六條第二 十三條貯蔵の事業に條第一項第十八号ホ、 の二十關する規則	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第五核燃料物質又第二十二條第十九條の三第 十一條は核燃料物質條の二第二項第十七号 の二十によつて汚染一項第五ホ、同項第十八	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第五核燃料物質の第三條第二條の十一の 十七條使用等に関する規則	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第十核燃料物質又第七條の第六條の二第二 二條の核燃料物質第三第一項第十七号ホ、 二第一の製錬の事業第五号及同項第十八号ホ に関する規則	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第二核燃料物質の第九條第七條の九第二 二條加工の事業に一項第五項第十八号ホ、 の六第關する規則	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第四試験研究の用第十六條第十四條の三第 十三條に供する原子の二第二項第十七号ホ の二第炉等の設置、項第五号及び同項第二十 一運轉等に関する規則	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第四使用済燃料の第四十一第三十六條第二 十三條貯蔵の事業に條第一項第十八号ホ、 の二十關する規則	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号
法第五核燃料物質又第二十二條第十九條の三第 十一條は核燃料物質條の二第二項第十七号 の二十によつて汚染一項第五ホ、同項第十八	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号	同項第十七号ホ 同項第十八号ホ 同項第十九号ホ 同項第二十号

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
核燃料物質又は核第六十二條第六十二條 燃料物質によつて條第二項第二項第二十二 汚染された物の第五号イ第二十二條第二十三	同項第二十二號 同項第二十三號 同項第二十四號	同項第二十二號 同項第二十三號 同項第二十四號	同項第二十二號 同項第二十三號 同項第二十四號
核燃料物質又は核第十九條第十九條第十九條 燃料物質によつての三第二の三第二の三第二 汚染された物の第五号イ第二十三號第二十四	同項第十九號 同項第二十號 同項第二十一號	同項第十九號 同項第二十號 同項第二十一號	同項第十九號 同項第二十號 同項第二十一號
核燃料物質又は核第三十三條第三十三條第三十三 燃料物質によつて條の三第三條の三第三條の三第 汚染された物の第五号イ第二十二號第二十三號	同項第三十三號 同項第三十四號 同項第三十五號	同項第三十三號 同項第三十四號 同項第三十五號	同項第三十三號 同項第三十四號 同項第三十五號
核燃料物質の貯蔵第三十六條第三十六條第三十六 の事業に関する規條第二項第二項第二十四 則	同項第三十六號 同項第三十七號 同項第三十八號	同項第三十六號 同項第三十七號 同項第三十八號	同項第三十六號 同項第三十七號 同項第三十八號
核燃料物質又は核第六十二條第六十二條 燃料物質によつて條第二項第二項第二十二 汚染された物の第五号イ第二十二條第二十三	同項第二十二號 同項第二十三號 同項第二十四號	同項第二十二號 同項第二十三號 同項第二十四號	同項第二十二號 同項第二十三號 同項第二十四號

一種廃棄物埋設の
事業に関する規則